３　この法律の施行の際現に投資運用関係業務を委託している海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。）については、施行日において新金融商品取引法第六十三条の九第一項第八号に掲げる事項について変更があったものとみなして、金融商品取引法第六十三条の九第七項及び新金融商品取引法第二百五条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、金融商品取引法第六十三条の九第七項中「遅滞なく」とあるのは、「その日から六月以内に」とする。

４　この法律の施行の際現に投資運用関係業務を委託している第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下この項において「旧金融商品取引法」という。）附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした新金融商品取引法附則第三条の三第一項に規定する外国投資運用業者又は同条第七項に規定する外国投資運用業者の子会社であって、旧金融商品取引法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をしていない者については、施行日において新金融商品取引法附則第三条の三第一項第八号（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更があったものとみなして、同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の九第七項及び新金融商品取引法第二百五条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、新金融商品取引法附則第三条の三第四項の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の九第七項中「遅滞なく」とあるのは、「その日から六月以内に」とする。

（刑法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新金融商品取引法第百九十八条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（権限の委任）

第十条　内閣総理大臣は、附則第七条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

２　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（農業協同組合法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条の二第一号」を「第百九十七条の二第一項第一号」に、「第百九十八条第八号」を「第百九十八条第一項第八号」に改める。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条の四第二項第二号

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三十四条の四第二項第二号

三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条の四第四号

四　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十四条第四号

五　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十四条第四号

六　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条の四第四号

七　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十一条第一項第三号

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号中「若しくは信用格付業者」を「、信用格付業者若しくは投資運用関係業務受託業者」に、「免許又は」を「免許又は金融商品取引清算機関の」に改め、同号㈠を同号㈡とし、同号㈡を同号㈢とし、同号㈢を同号㈣とし、同号㈣を同号㈤とし、同号㈤を同号㈥とし、同号㈥の次に次のように加える。

㈦　金融商品取引法第六十六条の七十一（登録）の投資運用関係業務受託業者の登録	登録件数　一件につき九万円
㈧　金融商品取引法第六十六条の七十五第四項（変更登録等）の変更登録（同法第六十六条の七十二第一項第六号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数　一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第六十六条の六十一第一項の届出」の下に「、同法第六十六条の七十一の登録、同法第六十六条の七十五第一項若しくは第六十六条の八十三第一項の届出」を加える。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律等の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。

一　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第二項第二号

二　特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）第二条第一項第八号イ

三　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第一号

四　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六条第八項

（郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「同項」を「第二十八条第四項」に改める。

一　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八十五条第二項

二　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六十八条第二項

（金融庁設置法の一部改正）

第十六条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「シまで」を「ヱまで」に改め、同項第三号中シをヱとし、ネからミまでをナからシまでとし、ツの次に次のように加える。

ネ　投資運用関係業務受託業者

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健